

地方公社、第三セクター等の現状について

地方公社及び第三セクター等の抜本的改革の推進①

総務省は、地方公共団体財政健全化法施行以前より、第三セクター等の経営改革等について、地方公共団体に対して要請。

平成19年度以前の主な取組

第三セクターに関する指針（平成15年12月12日総務省自治財政局長通知）

○対象：地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人

○主な要請事項

●第三セクター方式を選択するに当たっての留意事項

1 事前の十分な検討

・ 第三セクター方式は、一般的には、次のような事業に限って活用されるものであること。

(ア) 社会的便益が広く地域にもたらされる事業

(イ) 事業収益を一定程度地域社会に帰属させることが望ましい事業

(ウ) 民間資本を中心とする事業であるが、地域振興等の観点から地方公共団体が資本参加をする必要があると認められる事業

2 公的支援のあり方

・ 単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。

・ 将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、第三セクターの資金調達に関する損失補償は原則として行わないこととすべきであること。

真にやむを得ず損失補償を行う場合にあっては、その内容及び必要性、更には対象となる債務について返済の見通しとその確実性について、議会及び住民に対して十分に説明し、理解を得ておくとともに、他の出資者等との関係でこれを超えた負担は存在しないことを対外的にも明確にしておくべきであること。

・ 地方公共団体の長等が第三セクターの債務について私人の立場で保証することは避けるべきであること。

3 運営体制

4 議会への説明と住民への情報公開

●運営の指導監督等に当たっての留意事項

- 1 監査(外部の専門家を活用する等監査体制を強化)
- 2 定期的な点検評価
 - ・点検評価を行うための委員会等を設置することが適当。
 - ・経営状況についての予備的診断のためのフローチャートを策定・公示している。
 - ・点検評価の結果、事業効果が低下しているとみられるもの、公的関与の必要性は薄れていると考えられるもの等については、公的支援の見直し、完全民営化等について検討。
- 3 議会への説明と住民への情報公開
 - ・地方公共団体による第三セクターに関する情報公開様式例を示している。

●経営悪化時の対応に当たっての留意事項

- 1 経営悪化時における速やかな対応
 - ・監査や点検評価の結果、累積赤字の大幅な増加や改善の見込みのない債務の累積等により経営状況が深刻であるなどの場合には問題を先送りしないこと。
- 2 経営改善を実施する場合の留意点
 - ・経営の改善により事業を存続させることとした第三セクターに対しては、速やかに経営改善計画を策定するよう指導監督。
- 3 経営改善が極めて困難とされる場合の留意点
 - ① 何らかの形で事業を存続させる必要があると判断した場合には、手続、内容についての公平性、透明性を確保する観点から会社更生法、民事再生法、特定調停法等の法的整理を選択することが適当。
 - ② 経営改善及び事業の存続が極めて困難と判断した場合には、債権者等関係者との責任分担を明確にしつつ、事業の廃止を決断すること。さらに、第三セクターを清算する場合には、法的手続(破産、特別清算)の活用について検討する必要がある。
 - ③ 債権債務関係の整理に当たって、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないようにすべき。

(その他の主な指針等)

○「土地開発公社経営健全化対策について」(平成16年12月27日総務事務次官通知)

○「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(新地方行革指針)」(平成17年3月29日総務事務次官通知)

○「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(地方行革新指針)」(平成18年8月31日総務事務次官通知)

地方公社及び第三セクター等の抜本的改革の推進②

地方公共団体財政健全化法の成立、全面施行等を契機として、第三セクター等の抜本的改革について、地方公共団体に対して要請。

平成20年度以降の主な取組

第三セクター等の改革について（平成20年6月30日総務省自治財政局長通知）

- 対象： 第三セクター（地方公共団体が25%以上を出資又は出えんしている法人、地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人。）及び地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社。）
- 内容： 「ガイドライン」等を踏まえた第三セクター等の存廃を含めた集中的な改革の推進を要請

ガイドライン(概要)

1. 経営検討委員会(仮称)の設置

- ・平成20年度中に設置し、第三セクター等の経営状況等の評価と存廃を含めた抜本的な経営改革策を検討。
- ・デュー・デリジェンスの専門家等の外部専門家の積極的活用。
- ・人材の紹介等につき、都道府県による市町村支援。

2. 経営検討委員会(仮称)における調査と評価・検討

- ・評価検討対象の選定に当たっては、監査委員による監査や外部監査を活用。
- ・「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」の標準評価方式により、「B(地方団体要関与債務)」、「C(地方団体要支援債務)」、「D(地方団体実質管理債務)」及び「E(地方団体実質負担債務)」の評価となった第三セクター等は、原則として評価・検討対象。
- ・専門家によるデュー・デリジェンス等による経営分析と改革案の作成。

3. 「改革プラン」(仮称)の策定等

- ・経営検討委員会(仮称)の意見を踏まえ、平成21年度中に策定。
- ・経営検討委員会(仮称)による評価・検討の内容や「改革プラン」(仮称)につき、議会へ十分説明するとともに、住民の十分な理解を得るよう努力。
- ・「改革プラン」(仮称)の実施状況等について、定期的にフォローアップ。

第三セクター等の抜本的改革の推進等について（平成21年6月23日総務省自治財政局長通知）

○対象： 第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人）及び地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社。）

○内容：「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」等を踏まえて、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的な取組を要請。

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針(概要)

1 経緯

2 指針で示す主な内容

第1 地方公共団体財政健全化法の全面施行

- ・ 地方公共団体は、健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、第三セクター等も対象として、財政状況を全体としての確に分析した上で、財政健全化に取り組む必要がある。
- ・ 健全化法が平成21年度から全面施行されることにかんがみ、同年度から5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

第2 抜本的改革の推進

- ・ 抜本的改革を行うに当たっては、事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。参考で、抜本的処理策の検討についてのフローチャートを示す。
- ・ 情報開示の徹底により、事業採択から現状に至った経緯と責任の明確化に際しては、これまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。
- ・ 地方公共団体の損失補償等の負担が一時的には大きくなるものの、中・長期的には早期に抜本的な改革を行った方が、将来の経済・財政環境の変化等に耐えうる安定的な財政の構築につながりうることを勘案して、最善であると考えられる方法を選択していることを特に説明すべきである。
- ・ 第三セクター等の抜本的な改革を行う際には、関連予算の議決をはじめとして、地方債の特例の活用がなされる場合など様々な局面で議会の議決が行われることから、その際には、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであることについての確認がなされる必要がある。
- ・ 地方公共団体が健全化法の全面施行から5年度間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、地方財政法が改正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置が創設されたことを受け、地方公共団体は、この地方債の特例（第三セクター等改革推進債）も活用し、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

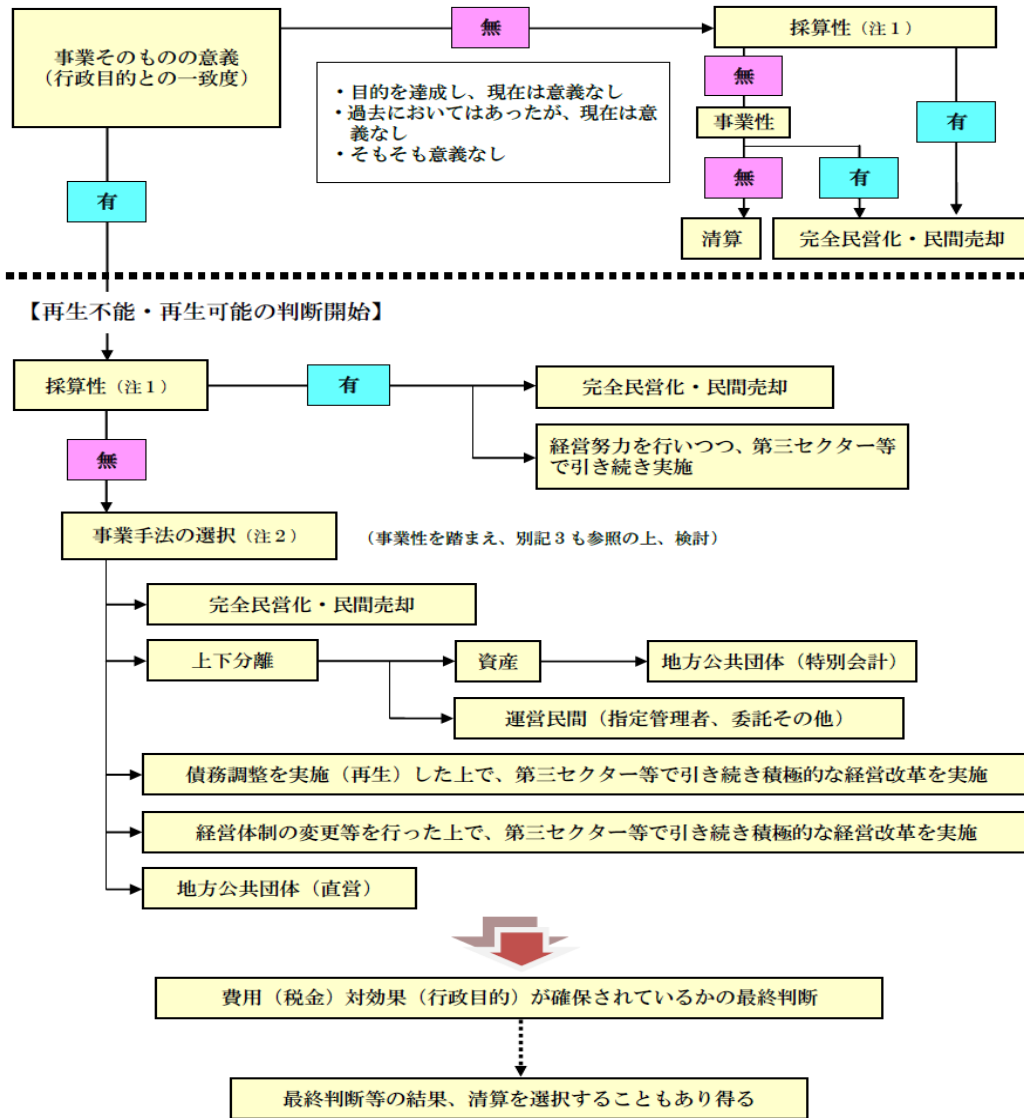
- ・ 前記第2に基づき、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的処理策の必要性の検討、所要の対応を行った結果、なお引き続き存続することとした第三セクター等については、経営状況等の把握、監査、定期的な点検評価等により、適切にその指導監督等を行うことが、適当である。
- ・ 法人の経営状況等について、議会に説明するとともに、地域住民に分かりやすく情報提供することが必要である。
- ・ 経営者は、その任務懈怠により将来的に事業の整理又は再生を行うこととなった場合等にあつては、民事上の責任追及や刑事上の責任追及が問われることもあることについて十分に認識しておくべきである。
- ・ 役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努めること等が必要がある。
- ・ 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」等を踏まえて、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等に不断に取り組む必要がある。
- ・ 第三セクター等への支援は、公共性、公益性を勘案した上で、必要な経費に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。また、公的支援を行う場合は、あらかじめその考え方を取り決めておくことが適当である。
- ・ 地方公共団体は、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務に係る債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではない。
- ・ 特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由、健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。
- ・ 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、早期に見直すべきである。

第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

- ・ 外部の専門家の意見を聞くことにより、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等が行われるべきものであり、事業実施ありきによる収支の辻褃合わせは厳に行ってはならない。
- ・ 資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- ・ 必要となる公的支援の見通しを踏まえた上で事業実施の適否が検討されるべきである。その際、地方公共団体による損失補償は、特別の理由がない限り行うべきではないこと等前述の公的支援の考え方を十分踏まえて検討を行う必要がある。
また、地方公共団体の出資については、必要最小限とするとともに、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内であり、これを超えた責任は存在しないことを明確にしておく必要がある。
- ・ 議会に対して、事業及び行政関与の必要性、公的支援の必要性及び内容等に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらかじめ十分説明し、理解、同意を得ておく必要がある。
また、地域住民に対しても、議会に説明した内容について、十分な理解を得るよう努める必要がある。

第5 その他

【抜本的処理策検討のフローチャート】



指針上原則として採算性がないものとされている法人

- ① 損失補償を行っている第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの。
- ② 損失補償を行っていない第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること。
 - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上、判断すること。
 - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。
- ③ 地方道路公社
 - 料金収入が管理運営費（借入金利息を含む。）に満たない不採算路線を有するもの
- ④ 土地開発公社
 - 債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの

（その他の主な指針等）

- 「土地開発公社の抜本的改革について」（平成21年8月26日総務省自治行政局地域振興室長通知）
- 「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書（平成21年6月30日）

地方公社及び第三セクター等の抜本的改革の推進③

○抜本的改革を行うに際しての留意点と抜本的改革の進捗状況と財政負担リスクに係る自己チェックリストを周知
（「第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について」平成24年7月31日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡）

抜本的改革を行うに際しての留意点(主要なもの)

- 1 各地方公共団体においては抜本的改革の進捗状況に応じて取り組みの速やかな着手を行う必要がある。
- 2 第三セクター等の抜本的改革を行うに当たっては、地方公共団体にとって財政負担となる可能性がある法人や金額について適切に認識する必要がある。特に、第三セクター等の経営破たん時に地方公共団体の実質赤字につながる場合があることに留意する必要がある。

自己チェックリスト

- | | |
|--------------------|--|
| 1 改革取組状況に係るチェックリスト | 抜本的改革の取組状況を自己点検して今後の取組につなげるために作成 |
| 2 財政リスクに係るチェックリスト | 破たん時の放棄額や財源所要額を正確に把握することで抜本的改革につなげるために作成 |

○自己チェックリストによる検証結果を周知するとともに、それを踏まえた今後の取組に関する留意事項を周知
（「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況等について」平成24年12月10日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡）

留意事項(主要なもの)

- ・抜本的改革取組状況に応じて速やかに改革を実施する必要がある。
- ・地方公共団体にとっての財政的リスクを適切に把握する必要がある。把握した結果、特に財政的リスクが特に大きい第三セクター等(※)については、特に重点的に取組を進める必要がある。
(※)損失補償・債務保証額や短期貸付金額が実質赤字比率の早期健全化基準の水準以上となる第三セクター等やこれに準じるもの
- ・議会において経営状況や財政的リスクを認識のうえ、あり方や改革方策について十分な議論が行われ、適切な判断がなされる必要がある。

○総務省内に「第三セクター等改革相談窓口」を設置し第三セクター等の抜本的改革に係る質問・相談に対応

○総務省ホームページ等において抜本的改革に係る先進事例や第三セクター等改革推進債活用事例を紹介
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html

○公営企業課長等によるヒアリングと助言の実施

多大な財政的リスクを有しながら抜本的改革への取組が遅れている地方公共団体に対して、財務調査課とも連携し、公営企業課長等から助言と情報提供を継続的に行うことにより、抜本的改革の取組を促す(都道府県・指定都市は財政課、市町村については都道府県市町村担当課に対して助言。)

実績:平成24年9月～10月、平成25年1月～2月、平成25年4月 (その他、個別のヒアリングや電話でのヒアリング等を随時実施)

第三セクターに関する地方公共団体の関与

関与の類型 (地方自治法)	関与を受ける法人の要件(※1)	
	最低出資割合	損失補償等の状況
監査委員の監査(199⑦)	4分の1	損失補償・債務保証
包括外部監査契約に基づく外部監査人の監査(252の37)	4分の1	損失補償・債務保証
個別外部監査契約に基づく外部監査人の監査(252の42)	4分の1	損失補償・債務保証
予算執行に関する長の調査権(221)	4分の1又は2分の1(※2)	資本金の2分の1以上の損失補償・債務保証
長の議会に対する毎年度経営状況の提出義務(243の3)	4分の1又は2分の1(※2)	資本金の2分の1以上の損失補償・債務保証

※1 「最低出資割合」又は「損失補償等の状況」のいずれかを満たす場合に適用

※2 条例で定める場合は4分の1以上、それ以外の場合は2分の1以上

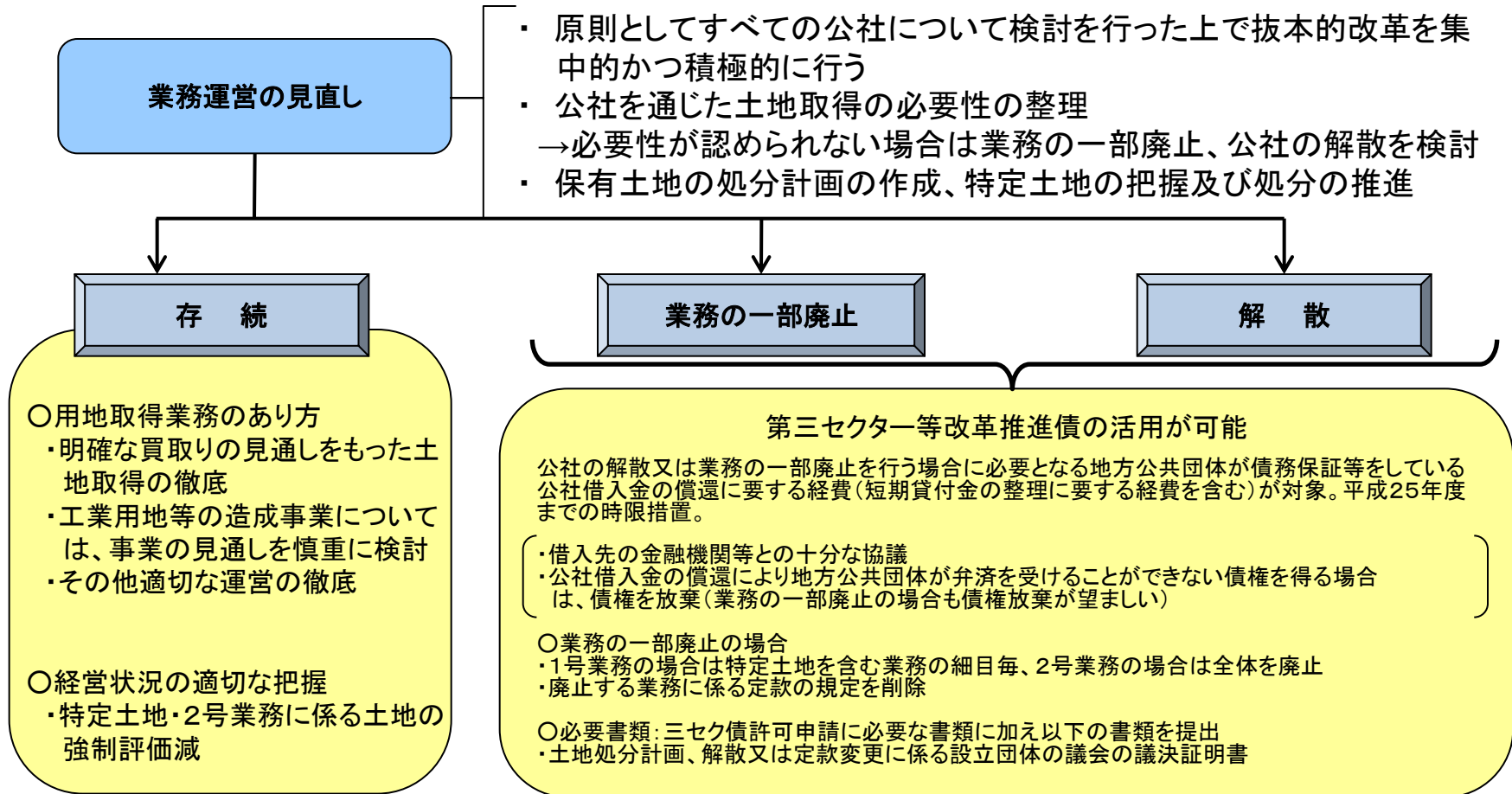
※3 地方三公社はそれぞれ根拠法に地方公共団体の監督権限が明記

※4 株式会社については株主としての権限行使が可能

(代表訴訟権、株主提案権、帳簿閲覧権等)

土地開発公社の抜本的改革について

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日付け自治財政局長通知)を踏まえ、「土地開発公社の抜本的改革について」(平成21年8月26日付け地域振興室長通知)を地方公共団体に発出



経営の抜本的な健全化を図る必要がある土地開発公社の設立・出資団体にあつては、早急に第三セクター等改革推進債や第3次土地開発公社経営健全化対策の活用を視野に検討を行い、先送りすることなく当該土地開発公社の抜本的改革に取り組むことが求められる。

第3次土地開発公社経営健全化対策の概要

概要

土地開発公社の業務を継続しながらその経営の抜本的健全化を図る地方公共団体であって、経営健全化計画を策定し、平成25年8月31日までに公社経営健全化団体としての指定を受けるものに対して、地方財政措置を講じる。

(「土地開発公社経営健全化対策について」平成25年2月28日付け総務副大臣通知)

計画期間：原則として平成25年度から平成29年度まで

対象団体

対象土地：設立・出資団体の債務保証等が付された保有土地

<第1種公社経営健全化団体> ⇨ 支援措置 I, II

対象土地の状況が次のいずれかに該当する公社の設立・出資団体

- ① $\frac{\text{対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.4$
- ② $\frac{\text{保有期間5年以上の対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.2$

<第2種公社経営健全化団体> ⇨ 支援措置 I

対象土地の状況が次のいずれかに該当する公社の設立・出資団体

- ① $\frac{\text{対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.2$
- ② $\frac{\text{保有期間5年以上の対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.1$

健全化の目標

目標年度(原則平成29年度)までに、原則として次の①～③のすべてを達成すること

- ① 債務保証等対象土地の簿価総額を標準財政規模で除した数値を0.2以下とすること
- ② 保有期間が5年以上の債務保証等対象土地の簿価総額を標準財政規模で除した数値を0.1以下とすること
- ③ 計画策定後可及的速やかに、供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること

財政措置

I. 地方債

○ 公共用地先行取得等事業債

原則：公社取得後2年以内の用地の取得を対象

特例：公社取得後2年以上経過した用地の取得も対象

○ 公社への無利子貸付に係る地方債

原則：充当率 75%

特例：充当率 100%

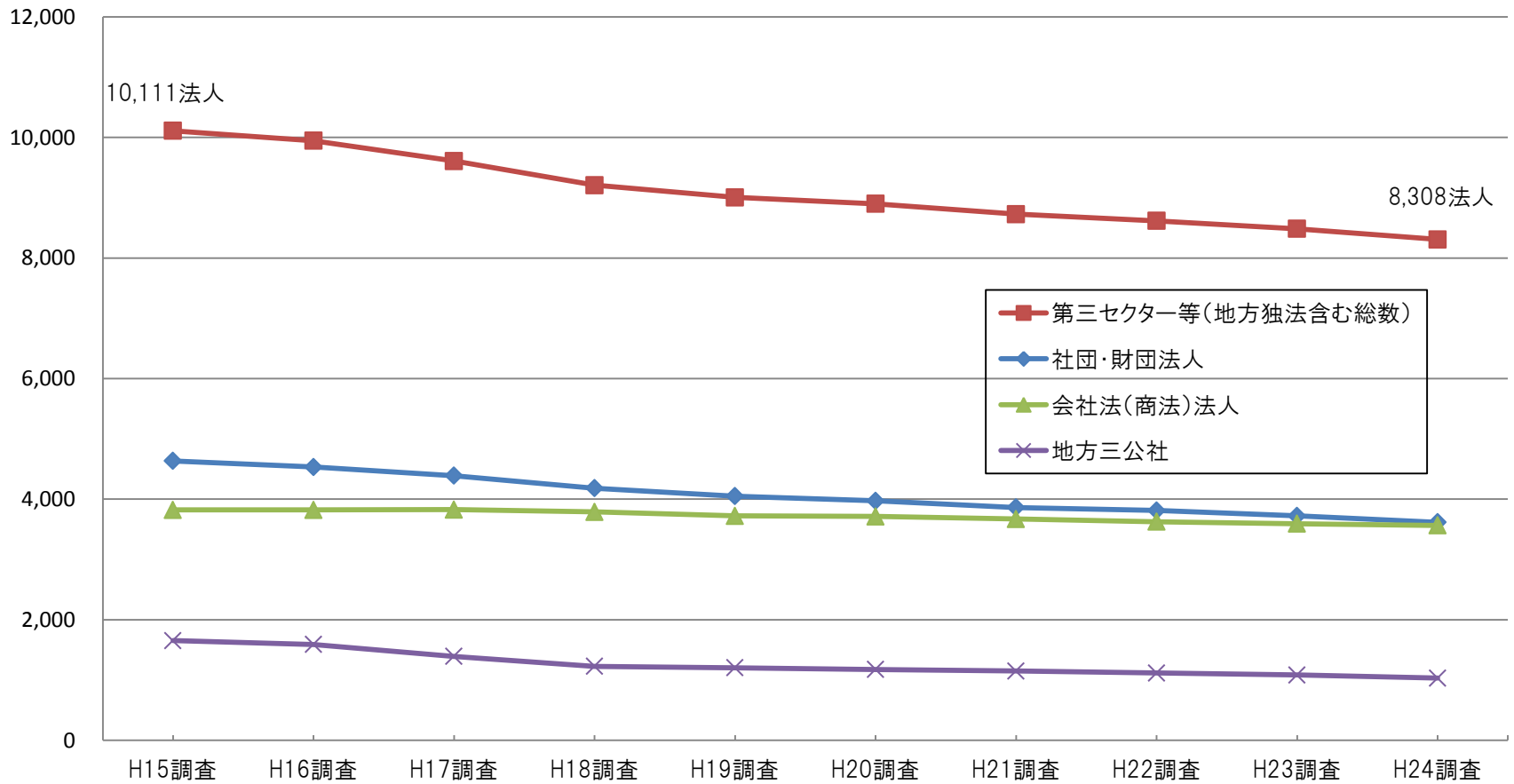
II. 特別交付税

○ 公共用地先行取得等事業債に係る利子支払額の1/2に相当する額(上限2%)

○ 無利子貸付に係る資金調達に係る利子の1/4に相当する額(上限1%)

○ 対象土地の保有に係る資金について利子補給する場合、利子補給に要した費用の1/4に相当する額(上限1%)

第三セクター等の数の推移



(単位：法人数)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
第三セクター等	10,111	9,947	9,609	9,208	9,007	8,899	8,729	8,618	8,484	8,308
うち社団・財団法人	4,636	4,534	4,390	4,183	4,051	3,973	3,863	3,813	3,723	3,616
うち会社法(商法)法人	3,821	3,823	3,827	3,790	3,724	3,713	3,672	3,626	3,594	3,565
地方三公社	1,654	1,590	1,392	1,227	1,205	1,175	1,150	1,117	1,084	1,033
地方独立行政法人	0	0	0	8	27	38	44	62	83	94

地方公社及び第三セクターの状況の推移

(単位：億円、法人)

	平成14年度	平成20年度	平成23年度	増減率	
				H14→H23	H20→H23
地方公共団体の損失補償・債務補償額	103,849.8	74,784.0	57,126.3	-45.0%	-23.6%
借入額		168,412.5	131,774.9		-21.8%
地方公共団体からの借入額	44,019.2	46,362.2	46,454.9	5.5%	0.2%
地方公共団体以外からの借入額		122,050.4	85,320.1		-30.1%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,448.4	4,378.8	3,055.3	-31.3%	-30.2%
法人数（総数）	10,111	8,685	8,214	-18.8%	-5.4%
経常赤字法人数	3,204	2,783	2,845	-11.2%	2.2%
債務超過法人数	505	409	356	-29.5%	-13.0%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

※地方公共団体が出資又は出演を行っている社団法人、財団法人及び会社法法人と地方三公社の状況である。
(特別法に基づき設立された法人、金融機関、電力・ガス会社、全国的な活動を行う法人等を除く。)

※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末に直近の財務諸表によるもの。

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満の法人及び財政援助を行っていない法人を除く。

※平成14年度分の地方公共団体以外からの借入額は調査していない。

第三セクター等に係る将来負担額（負担見込額）の推移

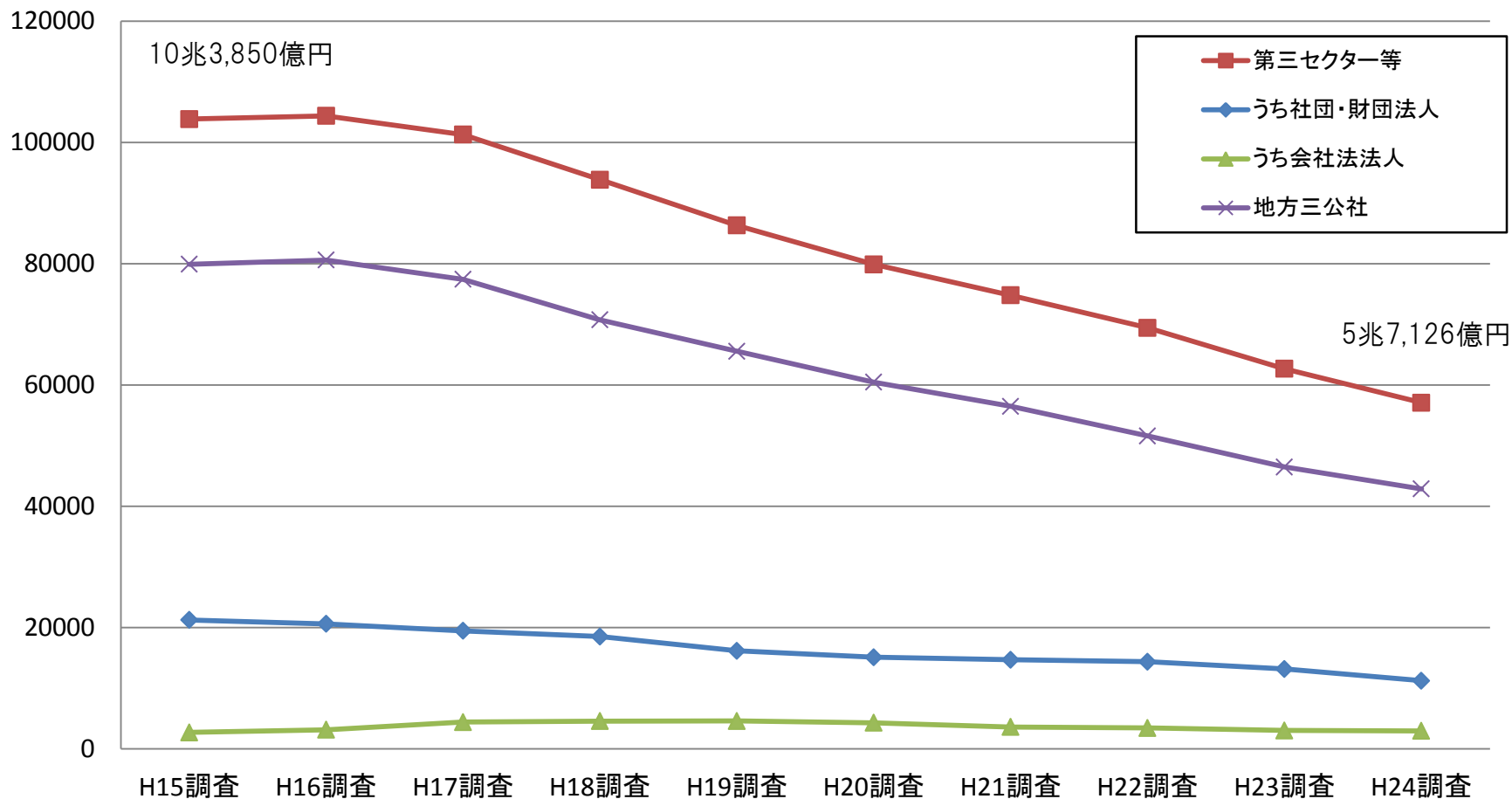
（単位：億円）

年度	設立法人の 負債額等 負担見込額	第三セクター等			
		地方道路公社	土地開発公社	地方独立 行政法人	第三セクター等
平成19年度 決算	28,567.3	893.6	12,846.7	11.6	14,815.5
平成20年度 決算	27,678.6	656.4	11,762.4	24.3	15,235.5
平成21年度 決算	24,279.6	611.4	10,234.6	30.9	13,402.7
平成22年度 決算	21,145.6	403.1	8,659.4	38.4	12,044.6
平成23年度 決算	18,831.8	235.2	7,570.4	47.2	10,978.9

※第三セクター等とは、地方公共団体が損失補償・債務保証を行っている法人および住宅供給公社をいう。

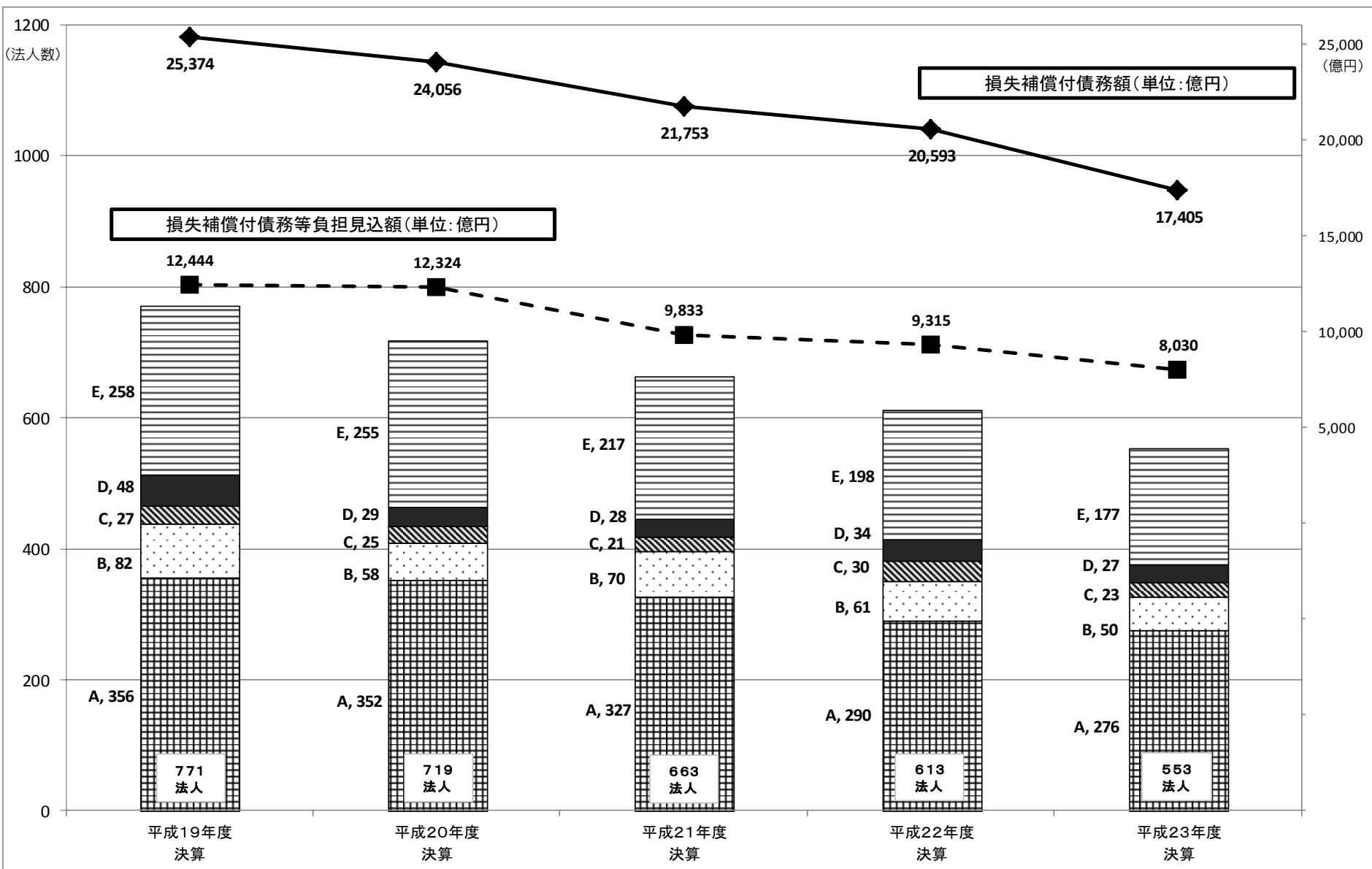
地方公共団体が行う損失補償・債務保証の額の推移

(単位:億円)



	H15調査	H16調査	H17調査	H18調査	H19調査	H20調査	H21調査	H22調査	H23調査	H24調査
第三セクター等	103,850	104,379	101,278	93,853	86,321	79,886	74,784	69,415	62,670	57,126
うち社団・財団法人	21,247	20,621	19,455	18,520	16,157	15,114	14,692	14,368	13,169	11,277
うち会社法法人	2,702	3,159	4,411	4,589	4,607	4,303	3,614	3,449	3,026	2,971
地方三公社	79,902	80,599	77,411	70,745	65,556	60,469	56,478	51,597	46,475	42,879
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第三セクター等に係る将来負担額（標準評価方式）の推移



※ 地方公共団体が損失補償を行う第三セクター及び地方住宅供給公社のうち、将来負担額を標準評価方式で算定するものの推移。

※ 一つの法人に対して複数の地方公共団体が損失補償をしている場合であっても、各地方公共団体ごとに1法人として計上。

第三セクター等の経常損益の状況

※下表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

（単位：百万円）

区分	24年度調査			23年度調査		
	法人数	構成比	金額	法人数	構成比	金額
第三セクター計	5,916		119,588	6,023		98,479
(黒字法人)	3,555	60.1%	208,778	3,677	61.0%	182,760
(赤字法人)	2,361	39.9%	▲ 89,190	2,346	39.0%	▲ 84,281
社団法人・財団法人	3,387		41,440	3,487		17,983
(当期正味財産増加法人)	1,822	53.8%	92,415	1,975	56.6%	65,636
(当期正味財産減少法人)	1,565	46.2%	▲ 50,975	1,512	43.4%	▲ 47,652
会社法法人	2,529		78,148	2,536		80,495
(経常黒字法人)	1,733	68.5%	116,363	1,702	67.1%	117,124
(経常赤字法人)	796	31.5%	▲ 38,215	834	32.9%	▲ 36,629
地方三公社	1,031		34,468	1,081		36,202
(経常黒字法人)	557	54.0%	49,754	606	56.1%	51,483
(経常赤字法人)	474	46.0%	▲ 15,286	475	43.9%	▲ 15,281
地方住宅供給公社	50		22,318	51		23,844
(経常黒字法人)	29	58.0%	26,775	33	64.7%	26,635
(経常赤字法人)	21	42.0%	▲ 4,458	18	35.3%	▲ 2,791
地方道路公社	38		6,386	40		10,284
(経常黒字法人)	33	86.8%	8,467	35	87.5%	11,326
(経常赤字法人)	5	13.2%	▲ 2,082	5	12.5%	▲ 1,041
土地開発公社	943		5,765	990		2,073
(経常黒字法人)	495	52.5%	14,511	538	54.3%	13,522
(経常赤字法人)	448	47.5%	▲ 8,746	452	45.7%	▲ 11,448
第三セクター及び 地方三公社	6,947		154,056	7,104		134,680
(経常黒字法人)	4,112	59.2%	258,532	4,283	60.3%	234,243
(経常赤字法人)	2,835	40.8%	▲ 104,476	2,821	39.7%	▲ 99,562
地方独立行政法人	94		27,264	83		38,911
(経常黒字法人)	84	89.4%	28,588	72	86.7%	40,290
(経常赤字法人)	10	10.6%	▲ 1,323	11	13.3%	▲ 1,379
総計	7,041		181,321	7,187		173,592
(黒字法人)	4,196	59.6%	287,120	4,355	60.6%	274,533
(赤字法人)	2,845	40.4%	▲ 105,799	2,832	39.4%	▲ 100,941

第三セクター等の純資産又は正味資産の状況

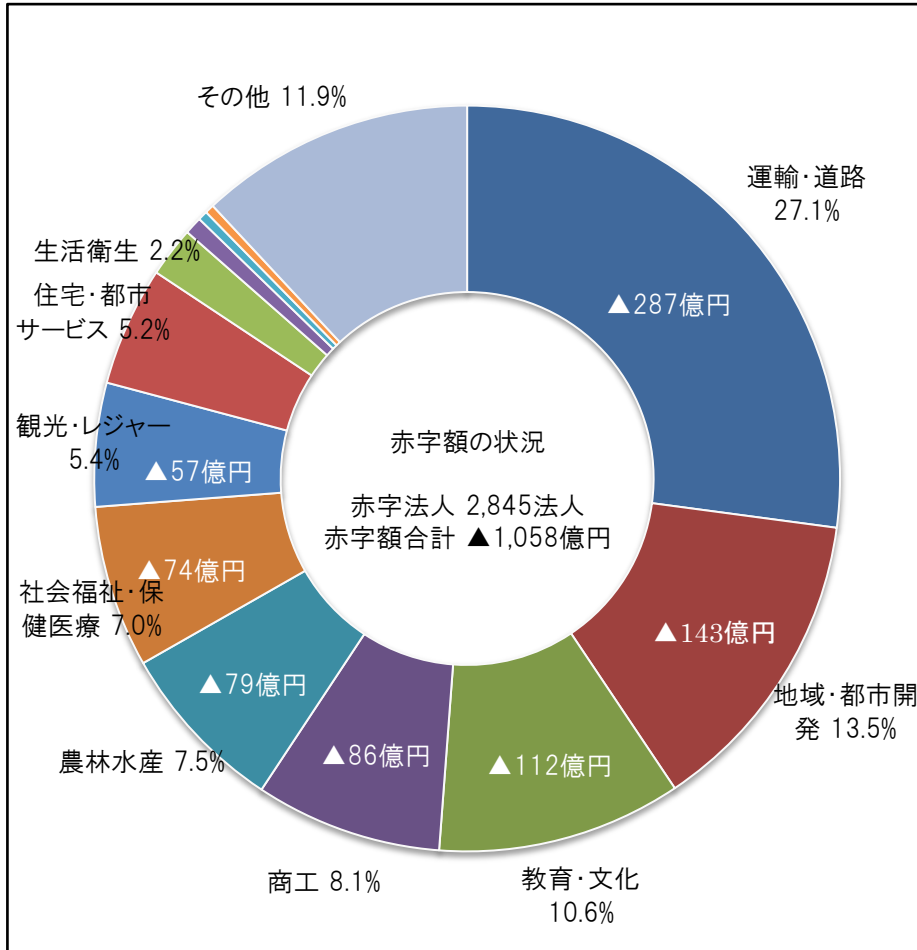
※下表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

（単位：百万円）

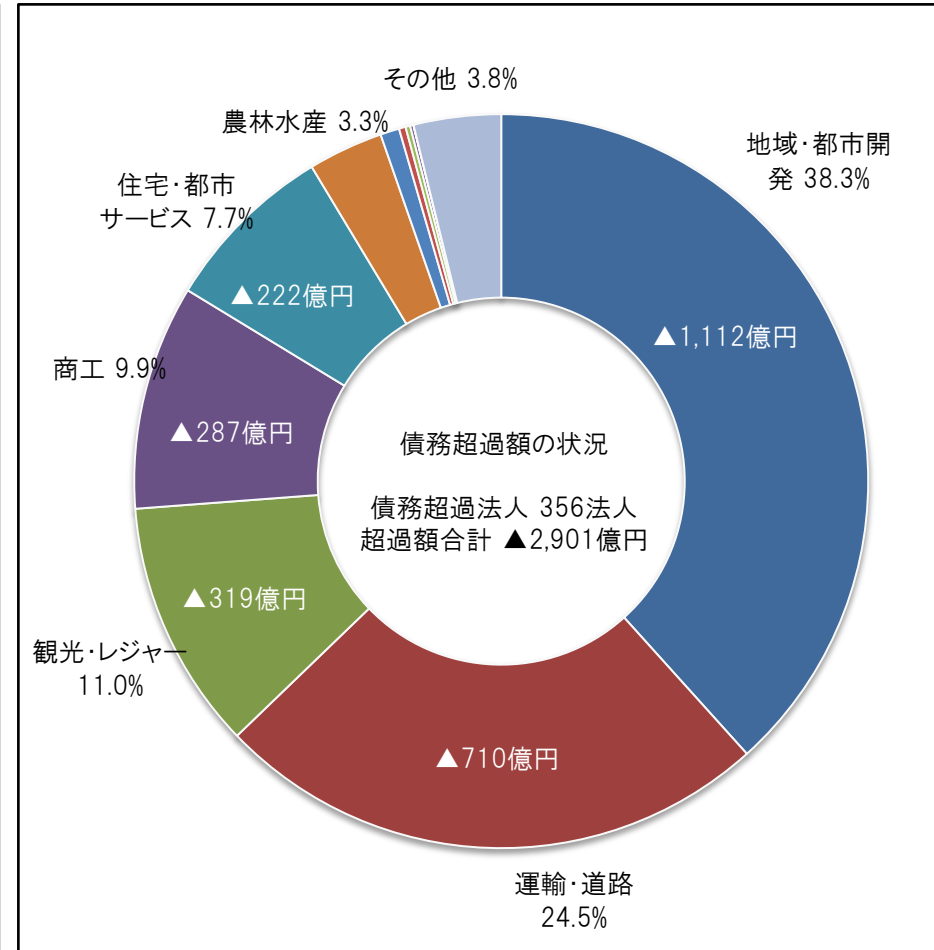
区分	全体法人数	24年度調査			全体法人数	23年度調査			
		法人数	構成比	純資産額 又は 正味財産額		法人数	構成比	純資産額 又は 正味財産額	
第三セクター計	5,916	(資産超過)	5,645	95.4%	4,806,501	6,023	5,726	95.1%	4,934,586
		(債務超過)	271	4.6%	▲ 179,748		297	4.9%	▲ 217,842
社団法人・財団法人	3,387	(資産超過)	3,321	98.1%	2,481,708	3,487	3,405	97.6%	2,507,008
		(債務超過)	66	1.9%	▲ 21,721		82	2.4%	▲ 33,702
会社法法人	2,529	(資産超過)	2,324	91.9%	2,324,793	2,536	2,321	91.5%	2,427,578
		(債務超過)	205	8.1%	▲ 158,027		215	8.5%	▲ 184,141
地方三公社	1,031	(資産超過)	947	91.9%	2,181,049	1,081	1,009	93.3%	2,198,766
		(債務超過)	84	8.1%	▲ 110,097		72	6.7%	▲ 105,222
地方住宅供給公社	50	(資産超過)	42	84.0%	606,825	51	43	84.3%	593,920
		(債務超過)	8	16.0%	▲ 19,490		8	15.7%	▲ 19,865
地方道路公社	38	(資産超過)	35	92.1%	1,187,342	40	37	92.5%	1,204,914
		(債務超過)	3	7.9%	▲ 1,301		3	7.5%	▲ 1,846
土地開発公社	943	(資産超過)	870	92.3%	386,882	990	929	93.8%	399,931
		(債務超過)	73	7.7%	▲ 89,306		61	6.2%	▲ 83,510
第三セクター及び 地方三公社	6,947	(資産超過)	6,592	94.9%	6,987,550	7,104	6,735	94.8%	7,133,351
		(債務超過)	355	5.1%	▲ 289,845		369	5.2%	▲ 323,064
地方独立行政法人	94	(資産超過)	93	98.9%	1,212,004	83	83	100.0%	1,116,749
		(債務超過)	1	1.1%	▲ 298		0	0.0%	0
総計	7,041	(資産超過)	6,685	94.9%	8,199,554	7,187	6,818	94.9%	8,250,100
		(債務超過)	356	5.1%	▲ 290,143		369	5.1%	▲ 323,064

第三セクター等の業務分野別経営状況

業務分野別赤字額(H24調査)



業務分野別債務超過額(H24調査)



第三セクター等に対する補助金等交付の状況

※下表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

（単位：百万円）

区分	24年度調査							23年度調査						
	全体 法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益へ 計上してい る法人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益へ 計上してい る額	全体 法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益へ 計上してい る法人数	構成比	経常収益計 上法人構成 比	交付額	経常収益へ 計上してい る額
第三セクター計	5,916	2,682	2,507	45.3%	42.4%	269,689	230,966	6,023	2,755	2,570	45.7%	42.7%	333,923	259,441
社団法人・財団法人	3,387	2,106	2,088	62.2%	61.6%	224,485	216,783	3,487	2,207	2,185	63.3%	62.7%	258,246	247,238
会社法法人	2,529	576	419	22.8%	16.6%	45,204	14,182	2,536	548	385	21.6%	15.2%	75,677	12,202
地方三公社	1,031	253	246	24.5%	23.9%	35,841	23,904	1,081	268	262	24.8%	24.2%	43,532	32,881
地方住宅供給公社	50	29	29	58.0%	58.0%	11,237	7,456	51	31	31	60.8%	60.8%	11,007	11,007
地方道路公社	38	17	15	44.7%	39.5%	11,847	4,561	40	15	14	37.5%	35.0%	13,164	5,034
土地開発公社	943	207	202	22.0%	21.4%	12,757	11,887	990	222	217	22.4%	21.9%	19,361	16,840
第三セクター及び地方三公社	6,947	2,935	2,753	42.2%	39.6%	305,529	254,870	7,104	3,023	2,832	42.6%	39.9%	377,455	292,322
地方独立行政法人	94	92	92	97.9%	97.9%	283,353	278,838	83	79	79	95.2%	95.2%	219,149	214,368
総計	7,041	3,027	2,845	43.0%	40.4%	588,882	533,708	7,187	3,102	2,911	43.2%	40.5%	596,604	506,690

第三セクター等に対する貸付金の状況

※下表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

（単位：百万円）

区分	24年度調査				23年度調査			
	全体 法人数	地方公共団体からの借入状況			全体 法人数	地方公共団体からの借入状況		
		借入法人数	構成比	残高		借入法人数	構成比	残高
第三セクター計	5,916	560	9.5%	3,003,491	6,023	578	9.6%	2,944,800
社団法人・財団法人	3,387	273	8.1%	1,955,991	3,487	293	8.4%	1,925,520
会社法法人	2,529	287	11.3%	1,047,500	2,536	285	11.2%	1,019,281
地方三公社	1,031	337	32.7%	1,641,994	1,081	350	32.4%	1,657,476
地方住宅供給公社	50	25	50.0%	715,409	51	26	51.0%	664,479
地方道路公社	38	22	57.9%	522,926	40	21	52.5%	532,543
土地開発公社	943	290	30.8%	403,658	990	303	30.6%	460,454
第三セクター及び地方三公社	6,947	897	12.9%	4,645,485	7,104	928	13.1%	4,602,276
地方独立行政法人	94	38	40.4%	373,695	83	30	36.1%	326,459
総計	7,041	935	13.3%	5,019,179	7,187	958	13.3%	4,928,735

地方公共団体以外からの借入金と損失補償・債務保証の状況

※下表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

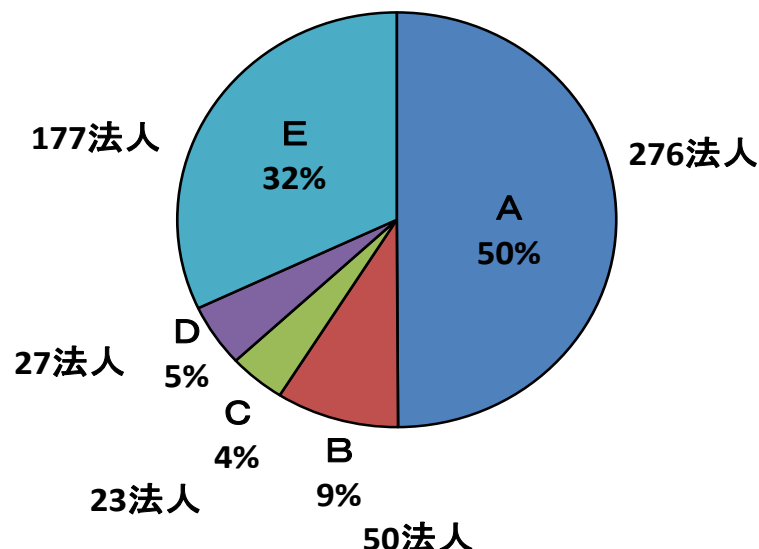
（単位：百万円）

区分	全体 法人数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償債務			債務保証			損失補償債務残高 + 債務保証残高		
		法人数 (a)	残高	法人数 (b)	構成比① (b/a)	残高	法人数 (c)	構成比② (c/a)	残高			
第三セクター	(H24調査)	5,916	1,422	3,634,435	377	26.5%	1,424,770			1,424,770		
	(H23調査)	6,023	1,483	4,035,128	409	27.6%	1,619,520			1,619,520		
	社団法人・財団法人	(H24調査)	3,387	465	1,399,473	218	46.9%	1,127,689			1,127,689	
		(H23調査)	3,487	493	1,621,527	239	48.5%	1,316,908			1,316,908	
	会社法法人	(H24調査)	2,529	957	2,234,961	159	16.6%	297,081			297,081	
		(H23調査)	2,536	990	2,413,601	170	17.2%	302,612			302,612	
地方三公社	(H24調査)	1,031	644	4,897,574	53	8.2%	497,550	569	88.4%	3,790,312	4,287,862	
	(H23調査)	1,081	688	5,380,736	57	8.3%	573,404	604	87.8%	4,074,051	4,647,455	
	地方住宅供給公社	(H24調査)	50	36	921,297	16	44.4%	372,113			372,113	
		(H23調査)	51	37	1,047,527	17	45.9%	411,865			411,865	
	地方道路公社	(H24調査)	38	35	1,971,192	1	2.9%	10,953	34	97.1%	1,968,965	1,979,919
		(H23調査)	40	38	2,065,520	1	2.6%	11,768	36	94.7%	2,038,911	2,050,679
	土地開発公社	(H24調査)	943	573	2,005,085	36	6.3%	114,484	535	93.4%	1,821,346	1,935,831
		(H23調査)	990	613	2,267,689	39	6.4%	149,771	568	92.7%	2,035,140	2,184,911
第三セクター及び 地方三公社	(H24調査)	6,947	2,066	8,532,009	430	20.8%	1,922,320			5,712,632		
	(H23調査)	7,104	2,171	9,415,864	466	21.5%	2,192,924			6,266,975		
地方独立行政法人	(H24調査)	94	0	0	0	0.0%	0			0		
	(H23調査)	83	5	9,344	0	0.0%	0			0		
総計	(H24調査)	7,041	2,066	8,532,009	430	20.8%	1,922,320	569	27.5%	3,790,312	5,712,632	
	(H23調査)	7,187	2,176	9,425,208	466	21.4%	2,192,924	604	27.8%	4,074,051	6,266,975	

損失補償債務等に係る標準評価方式における債務区分

＜債務区分別法人数＞

553法人



※ 各債務区分の法人数等は平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率に係る算定様式より算出

※ 第三セクター、地方住宅供給公社のみであり、土地開発公社・地方道路公社を含まない

- ◇ 地方公共団体財政健全化法で定める将来負担比率の算出に当たっては、地方公共団体の設立法人の債務に係る一般会計等負担見込額を当該法人等の財務・経営状況を勘案して算入
- ◇ 標準評価方式に基づく出資法人等の損失補償付債務区分と損失補償債務等負担見込額を算定する場合の算入率は下記のとおり(「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成20年総務省告示第242号))

債務区分		算入率
A	正常償還見込債務	10%
B	地方団体要関与債務	30%
C	地方団体要支援債務	50%
D	地方団体実質管理債務	70%
E	地方団体実質負担債務	90%

※出資法人等の売上げの継続的な減少等特に考慮すべき事情がある場合には、算入率を高めることも検討
 <例> 90%⇒100%

地方公共団体の抜本的改革取組状況等

地方公共団体が財政的支援を行っている2,071法人

(H24.7.31現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況に関する自己チェックリスト」より)

現状	計	財政リスク等を含 めて議会等に説明 済み	現状を議会等に説 明済み（財政リス クは説明せず）	議会等に対して特 段の説明を行わず	その他
①抜本的改革実施（実施予 定）	280	138	108	32	2
	13.5%				
②存続方針（財政的リスク対 応可能）	707	178	436	90	3
	34.1%				
③存続方針（財政的リスク対 応困難・財政的リスク不明）	68	1	53	13	1
	3.3%				
④方針未定（検討中・未着手 等）	1,016	45	666	297	8
	49.1%				
計	2,071	362	1,263	432	14
	100.0%	17.5%	61.0%	20.9%	0.7%

※ 「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付（長期・短期）、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

地方公共団体の抜本的改革取組状況（方針未定法人の内訳）

方針未定（検討中・未着手）としている1,016法人の内訳。

	計	財政リスク等を含 めて議会等に説明 済み	現状を議会等に説 明済み（財政リス クは説明せず）	議会等に対して特 段の説明を行わず	その他
方針未定（検討中・未着手）	1,016	45	666	297	8
検討中	381	36	269	72	4
検討中（H25.9までに結論）	139	28	95	16	0
検討中（H25.10以降に結論）	39	3	33	3	0
検討中（結論を出す時期未定）	203	5	141	53	4
未着手	635	9	397	225	4
抜本的改革の必要性認識	118	0	91	27	0
近々に着手予定	61	0	58	3	0
地方公共団体の事情で未着手 ※1	38	0	20	18	0
その他	19	0	13	6	0
抜本的改革の必要性認識せず	366	7	237	119	3
財政的リスクが小さいため未着手	197	4	129	62	2
業務の公共性が高いため未着手	46	2	27	17	0
当面は現状を維持できるため未着手	107	1	69	37	0
その他	16	0	12	3	1
抜本的改革の必要性分からず	151	2	69	79	1

※1 抜本的改革の必要性は理解しつつ、地方公共団体に知見がない、議会の理解が得られない、抜本的改革に必要な経費が負担できない等の理由で抜本的改革未着手の法人。